

7. 関係者の意見等

7.1 関係地方公共団体からなる検討の場

7.1.1 実施状況

鳴瀬川総合開発事業及び筒砂子ダム建設事業の検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成 25 年 5 月 9 日までに検討の場を 4 回開催した。

第 1 回検討の場において確認された検討の場の規約を p. 7-12～15 に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は p. 1-9 の表 1-2 検討の場の実施経緯を参照。

検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成 22 年 11 月 19 日に開催した検討の場（第 1 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

[大崎市] 伊藤市長

- ・ 鳴瀬川は治水と利水の期待の強いところであり、この後の方向がどうなるのかと固唾をのんで見守っている。早く進めてもらいたいという期待と同時に、また検証かと、一体どうなっているのだと言うことの不満、不信、怒りということが非常に高まっている。
- ・ 国と県が合同で実施されたことは、非常に適切な判断だと思っている。
- ・ これまで、治水利水対策において、国・県の政策に何度も翻弄され続けてきた。両ダムが平成 19 年に河川整備計画に位置付けられ、後は進むだけだと期待していた。
- ・ この地域は、全国でも珍しい国営かんがい事業 4 地区が集積した一大穀倉地帯であり、国営かんがい施設は既に完成している。今年（平成 23 年）から利水者に支払い義務が生じているが、必要な水源が確保できておらず、「水は来ない。しかし金は払うのか」ということで、まさに農民一揆が起きようとしている状況である。
- ・ 鳴瀬川は、特異な整備歴史があって、整備計画の背景があって、最も検証を急がなければならない。検証後は、一気に作業を進めていただけると期待している。
- ・ 中止といわれた八ツ場ダムは来年の秋までに検証を終えるということであるが、熟度が高い鳴瀬川のダムに対する検証には、それほどの期間は不要と思っている。いつまで検証がかかるのか明確なスケジュールをお聞かせ願いたい。

[加美町] 佐藤町長

- ・これまで培ってきた歴史的経緯、何十回にもわたる協議を経て、ダム建設が必要であるとの方向で来た。
- ・下流にダム等を造っても意味がない。下流域の人たちとの情熱、熱意に共鳴をして加美町にダムを造るという合意がなされてきた経緯があり、そのことを重く感じて進める必要がある。
- ・見直し検証の指示の問題に、これまで積み重ねてきた鳴瀬川流域の人たちの想いをもう一度再認識をする機会になるだろうと思いこの会に臨んでいる。
- ・パブリックコメントも当然必要であるが、地権者の想いを抜きにして検討を進めることはできないと思っている。

[涌谷町] 大橋町長

- ・江合川の上流には鳴子ダムが完成し、水田を潤し観光にも活用され、生命財産を守ることで、住民は非常に喜んでいる。
- ・水田あるいは住宅等々をダムによって守り続けられてきた。堤防は地盤沈下が心配であり、河道掘削は掘っても必ず元に戻るのではないかと思っている。
- ・洪水など過去の経験者として、大崎耕土を守り抜く使命感を持って、頑張ってきた。悠久の課題としてダムあるいは鳴瀬の改修が一日も早く完成することを国、県にはお願いしたい。

[色麻町] 伊藤町長

- ・大崎全体、流域全体として考えて行く中で、早く対策を講じていただきたいと言うのが率直な要望です。

[松島町] 大橋町長

- ・検証は、技術的、理論的にやっていくのか不明なところも多いが、これまでの方向で作業を進めて頂き、早く完成形に近づけて頂きたい。
- ・理論付けについては、これまでの実績とか研究の結果の蓄積等ができるだけ早く整理し、これまでの流れを切らない様にして欲しい。

[石巻市] 亀山市長（北村副市長が代理出席）

- ・これまでの歴史や関連する事業の進捗等々を総合的に勘案した上で、一刻も早く結論を出して、治水、利水が総合的に進むようお願いしたい。
- ・具体的には、次のステップで話をていきたい。

[東松島市] 阿部市長（大沼副市長が代理出席）

- ・鳴瀬川の最下流の町である本市も、他の市長、町長と同様に重大な問題だと捉えている。
- ・昭和61年の洪水では上流の鹿島台において破堤があり、住民は洪水への心配を持っている。一言言わせて頂ければ、ダムを造って欲しい。

・検討の場ということであるので、果たしてダムに代わり得る対策はあるのか、ダムが無くとも確保できる方法があればそれに越したことはないが、ダムに勝る方法があるのか不安や疑念もある。必ずやダムでなければとの思いはないわけではないので、十分に、早急に検討していただき、良い方向に持つて行けるよう期待する。

[美里町] 佐々木町長（木村副町長が代理出席）

- ・本地域は、辛く厳しい水との関わりの歴史の中で、これまでいろんな整備計画が立てられて来たと理解している。
- ・現在までに小規模な改修は行われてきたが、究極の治水、利水を考える場合、ダム一つを議論してきたわけでなく、大崎耕土全体での計画として議論をしながら計画を積み上げてきた。これまで造り上げてきた計画を大事にして、今後の検討の場を進めて行かなければと思う。

○平成23年2月9日に開催した検討の場（第2回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

a) 検証対象ダムの概要・点検について

[大崎市] 伊藤市長

- ・農林水産省の新年度メニューの中に田んぼに冬期湛水する環境保全型事業がある。東北農政局の利水回答の必要量には、このような新規メニューまで含めるべきではないか。

[石巻市] 亀山市長

- ・事業等の点検には、将来的な地球温暖化の要因による集中豪雨やゲリラ豪雨、山林の保水能力の低下等も考えるべきではないか。
- ・これから見通しを考えると、難しいかもしれないが、ある程度安全率への反映も必要があるのではないかと感じている。

[松島町] 大橋町長

- ・安全率を高めに見過ぎると、設備関係が過大になることが懸念されるため、注意が必要である。

b) 複数の治水対策案の立案について

[大崎市] 伊藤市長

- ・事務局には悪いが、説明をあきれて聞いていた。代替案の設定においては、鳴瀬川の特徴を見失わないで欲しい。長い歴史的な背景があつて犠牲と議論の重ねによって、上流にダムを造って危険をカットするという河川整備計画

を作ってきた。

- ・当地域は、治水と利水が表裏一体の問題であり、切り離しては議論できないとの認識を持っている。
- ・既に策定済の河川整備計画と同程度の目標を対象に、時間を掛けて方策の検討をしていることに疑問を感じる。目標を上回る案を検討するのであればやはり甲斐や使命感が沸く。
- ・代替案のメニューを見ると、現在のダム事業廃止ありきと受け取られるのではないか。また、ダム事業廃止となると地域の水との戦いの歴史への冒瀧になるのではないかと感じる。
- ・鳴瀬川の特徴は、江合川等を含む水系全体的なネットワークの中で、鳴瀬川だけを守り安全度を確保すれば良いという思想ではいけないと思う。これまでの歴史というものを無視しているのではないかと不安を感じる。
- ・「地域の理解を得られるか」という評価項目を入れないと机上論になってしまふのではないかと考えている。
- ・部分的に低い堤防を残すという案があるが、この流域で安全上大事ではない地域があるのかという疑問を持って聞いていた。どこかが犠牲になるという考え方は歴史的背景から許されず、全体の安全度を高めていくことが前提になくてはならない。
- ・方策については、具体的に議論していくうえで完成年次と全体事業費を出して頂けなければ比較検討できないと考えている。
- ・ダムを整備せずに河道掘削だけで、洪水に対応できるのか。下流域の方々が不安に思うのではないか。そのような案の場合は治水ネットワークそのものの見直しも考える必要が有るのではないかと思われる。
- ・ダムの有効利用は現実的な判断であると考えている。ただし二ツ石ダムは農業用水専用ダムであり、ダムが出来た経緯から治水対策にカウントするという案は非現実的ではないかと思われる。
- ・現実性や可能性があるということで幾つかの案に絞っているが、かなり現実性がない案も無理に並べている印象を受ける。

[美里町] 佐々木町長

- ・基本的には、治水および利水の安定的な事業推進には、ダム整備を進めるに優るものはないと思われる。この地域はこれまで洪水・利水ともに大変な状況にあった地域である。
- ・平成19年によろしく河川整備計画が策定され、いよいよ前に進むと住民は期待していたが、また計画が滞ることについて非常に不信感を持っている。
- ・整備計画を担保しグレードを上げた目標の検討が望まれるのではないか。現在考えられている目標では、非常に後ろ向きな印象を受ける。

c) 複数の利水対策案の立案について

[大崎市] 伊藤市長

- ・鳴瀬川流域は豊穣な流域であるが、慢性的な水不足であることが大きな課題であり、利水の面で絶対量が不足していることが特徴である。
- ・国営かんがい排水事業の中で農業専用ダムを築造せざるを得ないという背景から二ツ石ダムが築造されている。現在は、国営かんがい排水事業の整備が完了し、負担金の支払いに入っているにも関わらず水が来ない状況であり、整備施設も老朽化が進むことになるので、早く使えるようにすべきである。
- ・水が不足していることから、本流域では反復揚水機を8箇所整備している。反復水は水質面での課題があり、同じお金を支払っているのに地域内で不公平感も出ている。
- ・利水についてダムの有効活用組み合わせが有効と考えており、「約束した水量をよこしてくれ」という想いが農家の感情である。方策については、必要となる水量を確保できるのであれば、拘るものではないが、ぜひ早期に水量を確保できる案を作り頂きたい。

[加美町] 佐藤町長

- ・加美町は最上流の町である。ダムは川上だけの話でも、ましてや豊穣な土地を持っている方々だけの話でもない。ダム計画は歴史的文化が詰まったものであるという認識である。
- ・2つのダムの地権者会も設立し、町としても地権者会を支援するとともに国・県の仲介をしてきた。現政権の目玉としてダム検証が打ち出されたが、今日もその方針に変わりがないのか、どういう方向に進むのか判らなくなっているのではないかと思われる。
- ・様々な方策を比較検討しているのであろうが、これまで関わってきた方々に分かり易く説明できる様な方向を見いだして欲しい。

[東松島市] 阿部市長（大沼副市長が代理出席）

- ・東松島市は最下流の町であり大雨が降る度洪水の危険、不安に駆られてきた。鳴瀬川中流部緊急対策特定区間事業等で配慮頂いているところであるが、方策には現実離れしている案もあり、意外性を感じている。今後十分に取り組んでいく中で、より良い方策を提示して欲しい。
- ・現実的かつ地域住民の理解を得られる方策でなければならないと感じている。

[涌谷町] 大橋町長（安部副町長が代理出席）

- ・治水・利水は生命に関わる事柄であり、政権交代等によって方向性が変わるべきものではないという想いである。
- ・涌谷町の治水対策上、新江合川の存在が大きな意味を持っている。鳴瀬川の

総合開発を検討する中で、新江合川をどのような姿で利活用するのかについて検討するとともに、ぜひ計画に取り込んで欲しいと考えている。

○平成 23 年 7 月 26 日に開催した検討の場（第 3 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

a) 複数の治水対策案の立案について

[大崎市] 伊藤市長

- ・ 東日本大震災を受け、東北地方のダム検証の必要はないのではないか、ある意味震災が検証してくれたのではないかと思っている。公共事業については、今までその必要性を訴えながらもなかなか理解を得られなかつた。今回の震災を受け、その必要性は評価されている。そのような中、鳴瀬川の河口は地盤沈下等で安全度が低下しており、検証よりも整備計画どおりに急いで整備をする必要があるのではないか。また、検証する以上は整備計画よりももっと安全度を高める計画にしないのか。
- ・ 国の震災復興基本方針も間もなくまとまるが、減災という形で「災害に強い地域づくり」が盛り込まれるとの報道がある。災害に強い地域づくりの中での検証作業、治水対策であるのなら、現在の整備計画を上回る河道配分流量は治水安全度を高める視点からすると対象から外すべきである。三本木基準点の河道配分流量 $2,800\text{m}^3/\text{s}$ をクリアしているのが、現計画とケース 3, 8, 16 であるので、この中から現実可能な案を選んでいくことになるのではないかと思われる。
- ・ 今回の震災で鳴瀬川の堤防が 160 箇所以上被災した。そのほとんどが三本木基準点下流であること、地盤が沈下している状況からすると、現計画であっても下流では安全が脅かされており、本来なら河道配分流量を下げる計画が必要であり、最低でも現在の河道配分流量を維持するべきと思われる。そのためには、既存のダムの活用や新設のダムを一切考えない方法は現実的ではないと思われる。

[美里町] 佐々木町長

- ・ 概略評価で抽出しない理由のほとんどが相当程度高価になるため選定しないとあるが、選定した 8 ケースは、現計画の概算コストと殆ど差異はないと考えても良いか。

[加美町] 佐藤町長

- ・ この検証は、2 年前の政権交代によって始まった。今回の震災においても、なかなか思うような復旧に向かっていないという現状を踏まえ、現在の政権

の中でも、このダムの検証を初めとする改革姿勢に変わりがないのか疑問にならなくてきている。

[大崎市] 伊藤市長

- ・近々国土交通大臣が来県する予定であると聞いた。災害に強い復興を進めていく中で、総合的な洪水防御としてダム事業や河川改修事業が必要であると県の復興計画に盛り込んで頂いた。この検討会議などで発言された内容を、機会を捉えて国土交通大臣に伝えて欲しい。

[東松島市] 阿部市長（大沼副市長が代理出席）

- ・今回の震災とこの検討の場は別であるとの考え方もあるが、今回の震災で大きな被害を受けた最下流の沿岸部の町としては、やはりこの震災を活かした検討をこの検討の場でお願いしたい。

[大崎市] 伊藤市長

- ・数値の確認であるが、整備計画は三本木基準点の河道配分流量 $3,400\text{m}^3/\text{s}$ を $2,800\text{m}^3/\text{s}$ に下げる案ではないのか。 $2,800\text{m}^3/\text{s}$ を超える案は想定している安全度が低くなることであり、震災により堤防が傷んでいること、地盤沈下していることからすると下流に負担をかけない治水対策を考えるべきであり、上流である程度カットすることが必要になる。

b) 複数の利水対策案の立案について

[大崎市] 伊藤市長

- ・利水参画予定の意向確認の回答にあるように、代替案の検討の可否が否となっている。地元では、検証ダムを水源とした国営鳴瀬川土地改良事業が既に完了し、負担金の支払いも始まっていることから、約束どおり早く水をくれとの怒りに近い思いである。
- ・今回の震災で沿岸地域では塩害で作付け不能になり、作付調整でこの大崎耕土や鳴瀬川流域ではさらに作付面積が増えることが予想され、土壤改良も含め利水のニーズが高まってくると思われる。宮城県知事や東北農政局の意向確認の回答は、早く水を確保して欲しいとの利水者の気持ちや思いを代弁している。
- ・今後、国策として再生可能なエネルギーを振興していくとしている。ダムによる水力発電も自然エネルギーの供給になるということからすると、利水計画上も小さいものを沢山造って全体の水量を確保する案より、多目的な機能を持ったダムを設置することが、この検証が始まった当時以上に必要性が高まっていると思われる。
- ・どのダムにどのような機能を持たせるかは、専門家に任せるが、治水にしても利水にしても国のダム、県のダムとあまり色を付けないで、一緒に良い役

割や機能を検討するべきではないかと思われる。

c) パブリックコメント等について

- ・意見なし

d) その他全体

[石巻市] 亀山市長（北村副市長が代理出席）

- ・今回の大震災で地盤沈下が生じ、当然のことながら海からの対策、あるいは河口部の対策が喫緊の課題である。そういった面では、この水系の治水対策というのは喫緊の課題であるのに、工期は 25 年、30 年となっている。被災した自治体としては、スピード感を持って早く整備することが必要だろうと思われる。速やかに合理的な結論を得て整備が進むようお願いする。

[美里町] 佐々木町長

- ・今のエネルギー政策を考えると、検討の場を設けた時と現状は全く変わって来ていると思われる。原子力依存なのか再生可能エネルギーなのか国民の価値観が問われている問題、課題ではないかと思っている。脱ダムというようなことが言われていたが、そのような考え方からダムなどを活用した自然エネルギー政策に転じるべきと思われ、そういう意味ではもっと違った形で、検討の場も整理されていかなければならないと感じている。今後の検討でもそういった点も加味して進めるべきと思われる。

[松島町] 大橋町長（中西建設課長が代理出席）

- ・利水について、末端ということで水が不足するのが現状であり、出来るだけ早くこの検証をまとめ上げ、早く安定した水を供給していただきたい。

[加美町] 佐藤町長

- ・この流域の治水、利水の必要性に鑑み、地元の地権者の皆さんには協力の姿勢をずっと持ってきていた。本日の議論がもう少し進むのかと期待していたが、まだこの議論が続くようであることから、今後の方向性等について、地権者の皆さんに対し、しっかりと説明をお願いしたい。

[大崎市] 伊藤市長

- ・3月 11 日以前、あるいはこの検証を始めた以前と現状では、鳴瀬川の流域、鳴瀬川の機能、役割について整備の必要性への期待が高まっている。現在の整備計画を更にステップアップ、機能アップが出来るような方針を出していただきたい。その中で、機能や効果、公共的な役割、恒久的な役割からすると費用の面も含めて、全て計画していたダムをそのままというよりは、既存のダムとの役割分担や機能分担、新たな付加機能も含めて、あり方というものを出していただきたい。

- ・ダム建設予定地の地権者の方々は20年以上にわたって協力姿勢を維持し続けている。早く方針を出して地元の要望に応えていくとともに、方向性がダム以外の対策案となるとすれば、信頼を裏切らない方策も含めて構築していく必要があると思われる。
- ・当面の間の必要な措置として、治水の安全度が落ちないよう速やかに災害復旧に全力を挙げて取り組んでいただきたい。
- ・利水については、現在、豊水水利権により取水している。本来ならば豊水水利権に依存しないで水源を確保することが理想であるが、もうしばらくは、引き続き豊水水利権が確保できるよう支援していただきたい。

○平成25年5月9日に開催した検討の場（第4回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

- a) 検証に係る検討の進め方
- b) 事業等の点検について
 - ・意見無し
- c) パブリックコメントで頂いたご意見に対する検討主体の考え方について
- d) 利水参画者等から頂いたご意見について
- e) パブリックコメントを踏まえた治水、新規利水、流水の正常な機能の維持対策案の概略評価について
 - ・意見無し
- f) 治水、新規利水、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価（案）について並びに総合的な評価（案）について

[大崎市] 伊藤市長

- ・最近、ゲリラ豪雨や爆弾低気圧など、これまでの想定を超える規模の雨量が局地的に、あるいは時間的に集中する異常気象がある中で、東日本大震災もあり、安全度に不安が残るようなものは造りたくない。
- ・完璧でないにしても安全度を高めながら、他の方法も含めてリスク分散をしていくため、まずは計画をして早く実行していく必要がある。
- ・震災で河口の沿岸地域が地盤沈下しており、この下流の安全度の負荷を上流で背負っておく、上流で今まで以上にカットしておくという視点も必要になると思う。
- ・いつ、だれがこの計画を実行するのかということが一番の肝心事である。地域に住んでいる、あるいは地域を預かるものの自治体からすると、これは河川管理者である国が、この経過、計画というものにどう責任を持ってこれを

実行していくのかはっきりすべきだということがある。

- ・2つのダムを1つにすることから、技術的にもかなり高度の技術を必要とし、地域を翻弄してきた管理者の責任で早期に実行に移していただきたい。
- ・これから造る公共事業というものは可能な限り新エネルギーや環境にシフトすべきであり、再生可能エネルギーの付与を具体的な事業計画の中で実現化していただきたい。
- ・100年待たされたこの地域の方々からすると、もう議論よりも早く事業着手の段階に入っていただきたい。

[加美町] 猪股町長

- ・国として治山という部分、保水力を高めていくということにも取り組んでいただきたい。
- ・下流域の渇水対策、利水のためのダム建設であって、そのことに伴う大変な苦労が上流域の地域に住む方々にはあるということを皆さん理解していただきたい。
- ・筒砂子ダムについては、地域が30年待たされて、ダムの建設は始まるもの自分たちが生きている間にダムはできない、この30年間は何だったのだという怒りがあることを理解した上で、対策を講じていただきたい。
- ・田川ダムは、20年も待たされて、結局はつくりませんということであれば、その地域に住んでいる方々に対してきちんとご説明をされ、今後のことも含めて対応していただきたい。

[美里町] 佐々木町長

- ・再生可能エネルギーを高めていくことが国民的議論になっている中で、一つでも多く水力発電を増やすことが国の施策としてあるべきだと思う。今あるものを残しながら、新たな水力発電機能を持たせるダム開発をやってほしい。
- ・再生可能エネルギーを増やしながら、新しい宮城県としてのエネルギー政策を真剣に考えていただき、県の企業局も事業者として運営できるような方策を積極的に考えていただきたい。

[涌谷町] 安部町長

- ・東日本大震災のときに、漆沢ダムからの配管が相当破損して、飲み水が来るまでの間に相当な期間がかかったため、ダムから飲み水、飲用に使えるような水を直送できるような姿づくりが大事と思う。

[松島町] 大橋町長

- ・ありません。

[東松島市] 阿都市長（大沼副市長が代理出席）

- ・これまでの田川ダムの周辺の皆さん方のご努力、また、現計画で整備された用排水系統の部分的な再編への対応が十分なされるのであれば、この結論は

可としたいと思う。今後の方向性を改めて打ち出していただき、地元の方々のご理解を得るような形で進めていただきたい。

[石巻市] 亀山市長（笹野副市長が代理出席）

- ・東松島市と同じスタンスである。

[色麻町] 伊藤町長（高橋副町長が代理出席）

- ・検討過程の中の遊水地については、土地を実際に購入して、現実的に遊水地化することはほとんど不可能に近いと思う。ただ、非常によくご検討されたという感想を持った。

[構成員全員]

- ・最有力案について、賛成の発言。

g) 意見聴取等の進め方について

- ・意見無し

鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下、「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体（国土交通省東北地方整備局）による鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙一で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。
- 6 検討の場は、宮城県が設置する「筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と合同で開催することができる。

(情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができます。
- 3 その他、公開の方法は別途定める。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省東北地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年11月19日から施行する。

【別紙一】

「鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

宮城県知事
石巻市長
東松島市長
大崎市長
松島町長
色麻町長
加美町長
涌谷町長
美里町長

【検討主体】

東北地方整備局長

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下、「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体（宮城県）による筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。
- 6 検討の場は、国土交通省東北地方整備局が設置する「鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と合同で開催することができる。

(情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- 3 その他、公開の方法は別途定める。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、宮城県に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年11月19日から施行する。

【別紙一】

「筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

石巻市長
東松島市長
大崎市長
松島町長
色麻町長
加美町長
涌谷町長
美里町長

【検討主体】

宮城県知事

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

7.2 パブリックコメント

本検討においては、検討の場における検討を踏まえ、検証要領細目に従い、主要な段階として、複数の治水対策案、利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案を行った段階でパブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおりである。

- (1) 意見募集対象 : 「第3回検討の場で立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案」及び「第3回検討の場で示した複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見」
- (2) 募集期間 : 平成23年7月28日(木)～平成23年8月26日(金)
- (3) 意見の提出方法 : 郵送、FAX、電子メール、閲覧場所の回収箱への投函
- (4) 資料の閲覧方法 : 東北地方整備局及び宮城県のホームページの他、以下の場所にて閲覧
- 国土交通省 東北地方整備局
・北上川下流河川事務所
(出張所：大崎出張所、鹿島台出張所、鳴瀬出張所、涌谷出張所)
・鳴瀬川総合開発調査事務所
- 宮城県
・東部土木事務所（河川砂防第二班）
・北部土木事務所（河川班：大崎合同庁舎5F）
・大崎地方ダム総合事務所（管理建設第一班）
- 石巻市（建設部河川港湾室）、東松島市（建設課）
大崎市（建設課）、松島町（建設課）、色麻町（建設課）
加美町（建設課）、涌谷町（建設課）、美里町（建設課）
三本木防災ステーション
- (5) 意見提出者 : 9（個人6、企業・団体3）のご意見を頂いた。
- (6) パブリックコメントに寄せられたご意見 :
- パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、本検討の参考とした。

表 7-1 寄せられたご意見と検討主体の考え方

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
I. 検証について		
	<p>・地球温暖化が急速に進んでいる状況なので、検討より行動に移行する時だと思う。</p> <p>・治水対策は、利水対策とリンクする部分が大きいため、相互の関連を十分に検討して進めてほしい。</p> <p>・国営鳴瀬川土地改良事業は完了し既に償還に入っている。検証の結果がかたまり事業実施や完工までには気の遠くなるような年月を要する中で、利水が担保されないまま負担金の支払いだけが続き我々の時代に解決されないのでないかなと危惧しているところである。県や農政局と充分協議の上、早急に方針が確定されることを強く望む。</p> <p>・一昨年以来のかんがい期間中は、高温小雨による河川渇水状況が2～3回発生し、河川維持流量が確保出来ない状況が見られる。早急に検討を終結し、必要水量の確保に向かってほしい。</p> <p>・複数の治水対策案の中で、経済的な案及び具体的な内容がわからない。</p> <p>・国営鳴瀬川土地改良事業の下流部受益者に対し説明の場を設けてほしい。</p>	<p>・今回のダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行うこととしています。</p> <p>・検証にかかる検討にあたっては、宮城県及び東北農政局等の関係利水者の意見を聞くこととしております。</p> <p>・過去10箇年(平成15年～平成24年)において、鳴瀬川中流堰下流地点の「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を下回った年は平成15年、平成16年、平成20年、平成22年と4年発生しており、平成24年においても下流域では、番水制の実施や応急ポンプによる反復利用などによって水不足に対応しましたが、10アールあたり2俵(約120kg)の減収となつた水田があつたほか、ポンプの設置・運転費用などの経済的な負担を強いられるといった渇水の状況でした。</p> <p>・なお、できるだけ早期に対応方針(案)及び対応方針をとりまとめたいと考えています。</p> <p>・複数の治水対策案の検討については、「第3回鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と「第3回筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の「資料-3 複数の治水対策案の概略評価について」において、複数の治水対策案の概略評価の考え方、概略評価による治水対策案の抽出の考え方、治水対策案の概略評価、各治水対策案の概要を記載しております。(ホームページ URL http://www.thr.mlit.go.jp/naruse/entry/index03.html)</p> <p>なお、報告書をはじめ今後の資料作成においては、より分かりやすい資料の作成に努めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、複数の治水対策案の概略評価の組み合わせの考え方を追加しました(第4回検討の場参考資料6-1 P1～9参照)。</p> <p>・本検証に係る検討にあたっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映することが重要と考えており、検討過程において、関係地方公共団体からなる検討の場の公開やホームページによる情報公開を行い、主要な段階でパブリックコメントを行い広く意見募集を行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民等からの意見聴取を実施し、幅広く意見を聴くよう努めることとしています。</p> <p>また、国営鳴瀬川土地改良事業の下流部受益者については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて、利水参画予定者である東北農政局に対して、検討主体である東北地方整備局が利水対策案を提示、意見聴取した際、東北農政局が開催した関係土地改良区の意見を聞く場に東北地方整備局、宮城県も同席し、複数の新規利水・流水の正常な機能の維持対策案等について説明を行っています。</p>

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
II. ダムに対する賛否について		
	<ul style="list-style-type: none"> ・田川ダム、筒砂子ダム建設による治水以外にはない。コスト縮減をするダム施工をする方法がベストである。 ・治水対策としては、筒砂子及び田川ダムを計画どおりに建設し、河道掘削により治水の安定が図られる。 ・治水対策において、ダムの建設を外しては到底受け入れられない。 ・ダムから導水路による洪水導入を行うことは、自然破壊となる危険要素をもち現実味がない。また経費が嵩み維持管理費用も大変となる。 ・安定供給するのには、ダム以外にはない。 ・筒砂子ダム及び田川ダムが計画どおりに造られることにより農業用水を計画どおりに取水できる権利が与えられ取水できるものと思う。 ・国営鳴瀬川地区完了後も流域の農業用水が不足している現状で、農家にとっては利水対策案1以外考えられない。そのことは、治水対策にも繋がる為。 ・田川ダム、筒砂子ダムを建設し既存のダムとの併用により流水の正常な機能の維持が図られると思う。 ・治水対策上のダムからの利水対策案以外考えられない。 ・利水参加者が計画2ダム以外の代替案を否定している状況を踏まえ多目的ダムとして計画立案された2ダムの実施を検討すべき。 ・新規利水については、田川ダム、筒砂子ダムの2ダムを建設する当初案（利水対策案1）の実現を鳴瀬川地区受益者（事業費負担者）として早期事業効果発現を強く望む。新規利水の事由により、流水の正常な機能の維持も同様に実現されると思う。 ・ダム事業は、国営鳴瀬川土地改良事業と関連し治水・利水の観点から必要であるから国、県、市町と連帶をとり、最善の計画を立て、関係する地域住民や農家の方々へ説明をし理解を求め、進められてきたはずである。国営鳴瀬川土地改良事業は、平成21年度で完了しているので、1日も早く当初計画どおり進めようにお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。同細目において、「治水対策案は、以下の1)～26)」を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する（略）1)ダム（略）2)ダムの有効活用（略）と規定されています。これに基づきダムを含む治水対策案についても検討を行っています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)」で示すような評価軸で評価する。（略）2)コスト（略）7)環境への影響（略）と規定されており、これに基づき検討を行っています。自然破壊については、環境に影響を与える可能性があることから、保全措置が必要と考えます。また、経費については、完成までに要する費用と維持管理に要する費用を見込んでいます。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。同細目において、「利水対策としては以下の1)～4)」で示すとおりである。利水代替案については、以下の5)～17)を参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。1)ダム（略）と規定されています。これに基づきダムを含む利水対策案についても検討を行っています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)」で示すような評価軸で評価する。1)目標（略）2)段階的にどのように効果が確保されていくのか（略）3)実現性（略）4)事業期間はどの程度必要か（略）と規定されており、これに基づき検討を行っています。これにより、事業効果の発現時期については、段階的な効果の発現も含めて効果が発現するまでの期間を評価しています。

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
III. 対策案の目標・立案等について		
III-1 治水対策案に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水池等の新設による治水対策案は、用地買収や移転家屋に係わる協議等が長期となる。 ・下流地区における堤防の嵩上げ等は当然のこと、貯水池、雨量水田貯留施設や溜池利用の案は、県内の伊豆・長沼の雨量貯水施設の実例からして不可能。 ・農地をダム代わりの施設に一時代行することは、伊豆・長沼の例からして不可能である。 ・水田のダム機能の増嵩は努力目標となり、溜池利用嵩上げは流域面積の大きさや溜池周辺の住宅密集地被災対策それに頻繁に浚渫等の維持管理を要することにより、将来の負担が生ずる。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)3)実現性 ①土地所有者等の協力の見通しはどうか(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。全ての対策案について、必要な用地取得や土地所有者等との合意形成は未実施で、土地所有者等への説明も現計画を除き行っていません。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、用地買収や家屋移転に関わる協議等を短縮するため、遊水地の規模を縮小した案について、複数の治水対策案の一つとして追加して検討します(第4回検討の場 資料5参照)。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する(略)3)遊水地(調節池)等(略)7)堤防のかさ上げ(略)23)水田等の保全(略)」と規定されています。これに基づき治水対策案についても検討を行っています。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)④維持管理に要する費用はどのくらいか(略)」と規定されており、これに基づき、流域を中心とした治水対策を含む治水対策案については、「洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要になる可能性がある。」と評価しています。</p>

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
III-2 利水対策案に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・実施可能な案を提言すべき。 ・コスト優先順位による検討は、抽出方法として適切であり、対外的にはコストと実現性は妥当かが問われる所以評価できる。 ・末端の基盤整備が完了している中、かんがい用水の確保は急務であり、費用対効果等の経済的評価も重要であるが、工期も勘案し早期の事業効果の発現が最重要と思われる。 ・二ツ石揚水機は、田川ダム完成までの暫定施設であるが、田川ダム掛かりから二ツ石ダム湖内からの直接取水とする施設とすべきである。 ・この夏においても、ダムの必要性が明白になっているが、利水専用ダムは農家負担が伴い、既に管理負担をしているので、これ以上は現在の農業情勢からして負担増は求められない。 ・ダム建設と同量の水源確保ができるのならば、どの案でも可。 ・利水対策としての溜池の嵩上げ、調整池を施工しても流域等からして、必要とする揚水量の貯水確保に時間を要する。 ・二ツ石ダムを嵩上げしても、鳴瀬川上流区域の渇水時の利水補給の用水対策は短期間。漆沢ダムのみでは恩恵がない。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。1)目標(略) 2)段階的にどのように効果が確保されていくのか(略) 3)どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(略) 4)コスト(略) 5)実現性(略) 6)事業期間はどの程度必要か(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・これにより、事業効果の発現時期については、段階的な効果の発現も含めて効果が発現するまでの期間を評価しています。</p> <p>・また、現計画のダム補給区域について、それぞれの対策案において、補給区域の見直しや導水路の新設により、必要な水量を取水することが可能となります。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水対策としては以下の1)～4)で示すとおりである。利水代替案については、以下の5)～17)を参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。(略)」と規定されており、これに基づき対策案の検討を行っています。また、同細目において、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略) 2)実現性(略) 3)関係する河川使用者の同意の見通しはどうか(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。現時点では関係する河川使用者への説明は現計画を除き行っていませんが、全ての対策案について、事業の実施にあたっては、関係河川使用者の同意が必要と考えております。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)及び対応方針を決定することとしています。貯水確保については、3～4ヶ月の水量が豊富な期間において可能であると想定し、検討しています。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、幅広い方策を組み合わせて利水対策案を検討する際に、ダム再開発(かさ上げ・掘削)を含む利水対策案についても検討を行っています。なお、二ツ石ダムのかさ上げについては、新たな地すべりの発生が想定されるため、技術的に困難と考えます。</p>

7.3 意見聴取

「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。

7.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

(1) 意見聴取対象：「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

(2) 意見聴取日：平成 25 年 6 月 3 日（月）

※なお、欠席の風間聰氏、高崎みつる氏は別途意見を頂いた。

(3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者：表 7-2 のとおり

表 7-2 学識経験を有する者

氏名	役職等
阿部 秀保	東松島市長
伊藤 康志	大崎市長
猪股 洋文	加美町長
梅田 信	東北大学大学院 工学研究科 准教授
風間 聰	東北大学大学院 工学研究科 教授
加藤 徹	宮城大学食産業学部 環境システム学科 教授
河野 達仁	東北大学大学院 情報学科研究科 教授
佐々木 豊	中間温帶植物研究所
高崎 みつる	石巻専修大学理工学部 生物生産工学科 教授
高取 知男	仙台市科学館元副館長
田中 仁	東北大学大学院 工学研究科 教授

(4) 学識経験を有する者からのご意見

学識経験を有する者から頂いた主なご意見と検討主体の考え方について表 7-3 から表 7-4 に示す。

表 7-3 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方(1)

学識経験を有する者の主なコメント		検討主体の考え方
東松島市長 阿部 秀保 代理：副市長 大沼 雄吉	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下 1 m あるいはそれ以上の地盤沈下があり、震災前と震災後では河口部、海底部、あるいは河道等について、かなり変わっている状況。早くこの事業に手をつけていただきたい。これは、我々下流部の市民にとっても切なる願いである。 ・そしてまた田川ダム周辺の皆さん方のご理解いただけけるような事業展開をよろしくお願い申し上げたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の検証対象ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行なうよう指示（宮城県においては要請）されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「検証要領細目」という。）」が通知され、これらに基づき、予断を待たずして検討を行なっています。
大崎市長 伊藤 康志	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで鳴瀬川の治水、利水、環境整備ということは、その重要性をうたわれ続けてきましたし、震災を経て、なお更にこの整備を急ぐ必要性を流域にいる者として強く感じている。 ・地域からすると手順、手続はもういいと、早く水をよこしてもらいたい、早く安全を確保してもらいたいということが地域の要望、願望ということになっている。 ・河川管理者であり鳴瀬川水系河川整備計画を作った国が責任を持ってこの最終取りまとめ案を実行していただきたい。 ・地域の方々は何十年と協力体制をずっと続けてきて中止という事になりましたので、その方々からすればその地域が置き去りにされてしまう、翻弄されて見捨てられてしまうという事で、その地域の振興策もしっかりやるようになります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針の決定ののち、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、地域住民の理解が得られるよう努めています。
加美町長 猪股 洋文	<ul style="list-style-type: none"> ・筒砂子ダムについては 30 年、そして田川ダムは今回中止ということになったわけで、田川ダムの地権者の方々、地域の方々も 20 年間翻弄されたわけですから、せめて方向性が出た以上は速やかにこれから実施計画を示してこの筒砂子ダムの計画を進めてほしい。 ・地域の振興策あるいはこの地権者に対する誠意ある対応というものをぜひお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業の検証に係る検討における費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて算定することが「検証要領細目」に定められているため、これに基づいて検討を行なっています。
東北大学大学院 工学研究科 准教授 梅田 信	<ul style="list-style-type: none"> ・B/C=1.1 と、1.2 は思いのほか低いような印象がある。当初の案からすると大分総事業費は下がっているのにこれぐらいというのは、元の案でいくと 1 を下回りかねなかつたのかといふところもあり、B/C がもしかするとペネフィットがもっと大きかったのかといふことも考えられ、計算の中身の説明を追加できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の趣旨を踏まえて、巻末資料に追記します。今後とも、丁寧な説明に努めています。
東北大学大学院 工学研究科 教授 風間 聰	<ul style="list-style-type: none"> ・本報告書（素案）について、各目的別評価や総合評価が適切に行なわれている。 ・B/C=1.1 の計算根拠を表示した方がわかりやすい。また、今回のダム評価時に堤防を完成とし評価から抜いた形での計算であることを明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業の検証に係る検討における費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて算定することが「検証要領細目」に定められているため、これに基づいて検討を行なっています。
宮城大学 食産業学部 教授 加藤 徹	<ul style="list-style-type: none"> ・今回 2 つのダム計画を 1 つにして、別々に造る事業費をそれぞれ足し合わせたより、筒砂子ダム 1 つにすると約 500 億円ぐらいい節約されるということは評価したい。 ・前の 2 つのダム計画があったときの B/C はどういう計算方法で、今回はこういう方法で、そのためこれだけ数値がこういうふうになつたということが、素人が見てもわかるような資料なり、説明なり、必要なものではないか。前の従来の河道が十分整備されない段階での筒砂子ダムなり、田川ダムの前の B/C 算定の方法と同じようにやつた場合にはそれぞれの B/C よりはこれくらい高くなりますみたいに、参考までにそういう数値も示していただいた方がわかるのだろうと思うし、理解されるだろうと思う。 ・渴水年でもこれくらいの水量は貯まりますよという何かシミュレーションした説明資料は用意しておいていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 年に 1 回相当の渴水年である昭和 60 年の流況において、雪解け時期の流入量の増加により規模を拡大した場合でもダムの貯水位が回復する事を確認しています。
東北大学大学院 情報科学研究所 教授 河野 達仁	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業は B/C=1.2 で効率的なプロジェクトと評価できるが、全体事業そのものをばらばらにしてどの事業がどれくらいの B/C を持っているのか、是非公開していくべきかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業の検証に係る検討における費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて算定することが「検証要領細目」に定められているため、これに基づいて検討を行なっています。なお、全体事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領に基づき全体事業の再評価及びダム事業の再評価をそれぞれ実施し、公表しております。

表 7-4 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方(2)

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>中間温帯植物研究所 佐々木 豊</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムは築堤等と相俟って治水に絶大な効果をあげ流域の人々の生活向上に大きく貢献したが、いっぽう自然環境に対してはかなりのダメージを与えている。簡砂子ダムは、治水、利水などのエコノミ一面だけでなく、下流域で失われた自然環境や湿地の生物の回復などエコロジーの面からも考えられるべきである。ダムの水が直接湿地回復に活用できないならば、湿地自然環境回復計画とダム計画とを対にして進めるようにして欲しい。 	<p>・評価軸ごとの評価「環境への影響」において、河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定しています。評価にあたっては、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにして評価を実施しています。</p>
<p>石巻専修大学 理工学部 生物生産工学科 教授 高崎 みつる</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水対策及び利水対策等も含めて、ダムが必要であることを理解した。 今後の河川へ水の補給を継続的に出来るようにしてほしい。 十分検討されていると思うが、近年の地震への対策や、豪雨による地滑り対策も行ってほしい。特に山の管理を適切に行い、「山・川・海の連携」を図ってほしい。地滑り対策に関しては、林野庁との連携で、ダム流域の地滑りが懸念されるような斜面を対象に除伐や間伐を進め、大きく強い木の育つ環境を整備していく、根の深く張った強い樹木を残すこととする。 「山・川・海の連携」の重要性に関する認識は、東北地方整備局の調査事業で過去に行ってきたことでもあり、生態系や流水圏環境は川だけのものでない（海を育む河川）といった認識に立ちますので、このような内容を大切にして頂きたく思います。水循環や季節をまたぐ水質変動の理解は大切になる。山間地のダム水がめ論から⇒「利水の循環」・「川への用水リターン」を考慮した流域水管理全体の考え方の更なる理解が、今後の水管理上重要なツールになると思える。 	<p>・10年に1回相当の渇水年である昭和60年の流況において、下流河川の維持流量や既得水利権を満足できるようにダム補給を検討しています。</p> <p>・治水計画は現在の森林の状態を前提として計画されているため、森林の保全は重要と認識しています。報告書（素案）においても、森林の保全は、「流域の森林面積は約7割あり、現状の森林機能の維持に向けた努力を継続する。」として、全ての対策に共通する条件となっています。</p> <p>・治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るために、水源から河口（海）まで一貫した流域の水利用の合理化、水質対策等について、農業や下水道等の関係機関や地域住民と連携しながら、流域一帯となって取り組むことが重要と考えています。</p>
<p>仙台市科学館 元副館長 高取 知男</p> <ul style="list-style-type: none"> 本当に水が貯まるのか。そして水が貯まなければ、もう下へ流れる水はありません。本当に2つのダムで落ち切ってしまうため、非常に不安。 鳴瀬川は、宮城県内で上流から完結している河川で一番大きい一級河川であり、全国ブランドのアユというものを持っています。中流域はカジカガエルが鳴いて、非常にすばらしい渓相をしております。50年先、100年先ずっと生きていく財産ですので、鳴瀬川の中流域を何とかして残していただきたい。 	<p>・10年に1回相当の渇水年である昭和60年の流況において、雪解け時期の流入量の増加により規模を拡大した場合でもダムの貯水位が回復する事を確認しており、ダムの運用によって、下流河川の維持流量や既得水利権を満足できるようにダム補給を検討しています。</p> <p>・評価軸ごとの評価「環境への影響」において、河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定しています。評価にあたっては、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにして評価を実施しています。</p>
<p>東北大学院 工学研究科 教授 田中 仁</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな流域であって、また複数のダムが絡んでいて、ここならではの非常に複雑な中で、数あるメニューの中から妥当性のある検討結果を出していただいたという印象を持っている。 B/Cで事業の評価がなされるが、特にダムの様な大規模事業では事業期間が伸びるとか、あるいは当初予算に比べて経費が伸びているというようなことが事業評価の中でいろいろ議論になるポイントになる。事業を進める段階になりましたら、事業の進め方についても精査いただいた上で、丁寧な説明ができるような形で実施していただきたい。 	<p>・ダム事業の検証に係る検討における費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づいて算定することが「検証要領細目」に定められています。これに基づいて検討を行っています。</p> <p>・ご指摘の趣旨に関して、今後とも、丁寧な説明に努めてまいります。</p>

7.3.2 関係住民からの意見聴取

(1) 関係住民からの意見聴取

鳴瀬川総合開発事業、筒砂子ダム建設事業検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

- 1)意見聴取対象：「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び箇砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

- 2)意見聴取期間：平成25年5月27日(月)～平成25年5月29日(水)

- 3) 意見聴取会場：以下の3会場で実施

加美町会場(中新田公民館)

大崎市会場(大崎合同庁舎)

美里町会場(農村環境改善センター)

- 4) 意見発表者 : 1名からのご意見を頂いた。

意見発表者の地域別、世代別、性別を以下示す。

地域	人数	年代	人数	性別	人数
加美町	1	60 歳以上	1	男性	1

5) 意見発表者からのご意見

関係住民から頂いた主なご意見と検討主体の考え方について表 7-5 に示す。

表 7-5 関係住民からのご意見と検討主体の考え方

意見発表者からのご意見	検討主体の考え方
<p>・ 田川ダムと筒砂子ダムがあつてこの地の治水、利水が成り立つのではないかと考えている。</p>	<p>今回の検証対象ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示（宮城県においては要請）されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「検証要領細目」という。）」が通知され、これらに基づき、予断を待たずに検討を行っています。</p>
<p>今回の検証をするにあたり、地権者のことを考えた検証なのか疑問で、全く無視されている様にしか思えてならない。ダムが建設されるとして予定地などの立ち退きなどある中で、それでも建設に協力してきたこの20年間はなんだったのか。ダムができるということで、施設などもずっと手つかずの状態にある。道路や施設などが整備されるということで不便な場所でも我慢して生活してきた。水没予定地に家があった人は他に土地を求めて引っ越しされた人もいる。人生を狂わされてきたというのが正直な気持ち。今までの20年という無駄になってしまった時間を返して欲しいという気持ちで一杯。</p>	<p>・ 対応方針の決定のうち、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、地域住民の理解が得られるよう努めてまいります。</p>
<p>・ もし、このまま中止が決定するのならば、地権者に対して納得できるような補償と地域に対する振興対策をして頂きたい。</p>	<p>・ 「検証要領細目」により、検証対象ダム事業等の点検を行うこととなっており、これまでに要した費用も踏まえた総事業費及び工期の点検に関する検討を行っています。</p>
<p>・ 田川ダム建設にかかった事業費も無駄になったことも忘れてはならない。</p>	<p>なお、これまで鳴瀬川総合開発事業において進められてきた水文観測調査等で得られたデータは、貴重な基礎データとして引き続き活用してまいります。</p>

(2)電子メール等を活用した意見聴取

「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、今後の検討の参考とするため、広く意見の聴取を行った。意見聴取の概要及び意見聴取結果は以下のとおりである。

- 1) 意見聴取対象 : 「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- 2) 意見聴取期間 : 平成 25 年 5 月 15 日（水）～平成 25 年 6 月 13 日（木）
- 3) 意見の提出方法 : 郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函
- 4) 資料の閲覧方法 : 東北地方整備局及び宮城県のホームページの他、以下の場所にて閲覧
 - 国土交通省 東北地方整備局
 - ・北上川下流河川事務所
 - (出張所：大崎出張所、鹿島台出張所、鳴瀬出張所、涌谷出張所)
 - ・鳴瀬川総合開発調査事務所
 - 宮城県
 - ・東部土木事務所（河川砂防第二班）
 - ・北部土木事務所（河川班：大崎合同庁舎 5F）
 - ・大崎地方ダム総合事務所（管理建設第一班）
 - 石巻市（建設部河川港湾室）、東松島市（建設課）
 - 大崎市（建設課）、松島町（建設課）、色麻町（建設課）
 - 加美町（建設課）、涌谷町（建設課）、美里町（建設課）
- 5) 意見提出者 : 18(個人 14、団体 4)のご意見を頂いた。

意見提出者の地域別、世代別、性別を以下に示す。

地域	提出者	年代	提出者	性別	提出者
加美町	5	20 歳代	1	男性	8
大崎市	3	30 歳代	1	女性	2
美里町	2	40 歳代	1	団体	4
不明	8	50 歳代	2	不明	4
合計	18	60 歳以上	5	合計	18
		団体	4		
		不明	4		
		合計	18		

- 6) 意見提出者のご意見:電子メール等でいただいたご意見の要旨とそれらのご意見に対する検討主体の考え方を表 7-6 から表 7-8 に示す。

表 7-6 電子メール等でいただいたご意見と検討主体の考え方(1)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
I. 検証の進め方等について		
	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、ダム建設の検証と言うことで、いろいろと案を想定して論議しているようだが、この検証と言うのは筒砂子ダムを建設するのか、または田川ダムを建設するかの論議であって、民主党の言うダムを造らないためにはどうしたら良いかからのスタートであり、これまでの経緯を全く無視した考え方で、地権者としては全く論議外だと思う。 ・この間の国土交通省の説明では、ダムの在り方を白紙にして考えた結果と話しておりましたが、在り方は白紙にできるが、これまでの経緯で失った事実は白紙にできないことを認識していただきたい。 ・当然計画機関が違うわけで、行政サイドでは田川、筒砂子ダムが両方建設することによって最大の効果があると理解し国土交通省に協力してきた。しかしながら一つのダムを造るためにどちらのダムを造ったら良いのかの検証のみで、両方作つた場合の最大の効果の検証がなされていない。そのことは、予算の問題もあるかもしれないが、計画機関が違っている中で本来の意味でのダム事業を無視しているとしか思えない。 ・全体を通じて感じた事は、事業としての計画がどういう事なのかは理解した。但し、内容が専門的過ぎ、又、結局どの案が有効なのかが、理解しづらい。一般的な住民に対しては、簡決に解りやすくしていただくと理解を得やすいと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の検証対象ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示（宮城県においては要請）されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「検証要領細目」という。）」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・「検証要領細目」により、「（略）河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、（略）河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、2つの検証対象ダムを整備する現計画案と同等の目的を満足できる治水、利水、流水の正常な機能の維持の各対策案を立案し評価しています。 ・今後、事業の実施にあたり、事業内容等については具体的なイメージがわかるように記載するなど、各種の情報提供を丁寧に実施していくよう努めてまいります。
II. ダムに対する賛否に関するご意見		
	<ul style="list-style-type: none"> ・最有力案として示された筒砂子ダムの規模拡大と既存の漆沢ダムの容量再編により、田川ダムを中止する案に賛成する。 ・十分な利水対策ができるのであれば今回の案に基づき筒砂子ダムの早期着工・早期完成を望む。 ・安全安心な生活確保のため、ダム建設は地域住民の生活を安定的に守り洪水調整・流水の一定水量の維持、灌漑用水の確保を図る上でダム建設は必要不可欠なものである。 ・関係住民をはじめ先人からの永年の悲願である。一日も早いダム建設着手を、強く望む。 ・利水・治水の方向付けが見えたことは一定の評価はする。 ・筒砂子ダム等を水源とした河川整備計画のもとに、大崎地域国営事業（S62-H22・1市5町 20,000ha）は25年の歳月を経て完工し、既に償還に入っている。絵に画いた“モチ”に対して我々は負担をしている利水が担保されない状況である。今、現在千天続きで水不足は死活問題であり、筒砂子ダムの早期着工を望んでやまない。 ・法定水利権はなく、水利用実証水利権として鳴瀬川下流頭首工から取水しているので、1日も早くダムが完成して国営事業で計画した用水量が確保できるようお願いする。 ・筒砂子ダムは着手が1984年なのにもかかわらず、竣工が2033年というのは、長くかかりすぎている。 ・田川ダムの中止により、現計画の受益者および関係者に不利益が生じないよう、十分ご配慮いただきたい。 ・ダム建設を強く切望する。再考を！ 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の検証対象ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示（宮城県においては要請）されるとともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・検証対象ダムのこれまでの経緯を踏まえ、できるだけ速やかに東北地方整備局は対応方針（案）、宮城県は対応方針をとりまとめてまいります。 ・対応方針の決定ののち、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、地域住民の理解が得られるよう努めてまいります。

表 7-7 電子メール等でいただいたご意見と検討主体の考え方(2)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
III. 治水対策案に関するご意見		
	<ul style="list-style-type: none"> 目標を上回る洪水が発生した場合、河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水が発生した場合→計画高水位を超える可能性がある。上記の事態が起った場合、どのような対策を講じるのか。事態を招かないような計画とすることはできないのか。コスト面との兼ね合いも生じるが、安心できるものでなければ地元からの協力も得られないのではないか。 イニシャルコストとランニングコストが表記しているが、ダムがどのくらいもつかによってトータルコストが変わってくるので、最終的にいくらかかるのか知りたい。 コスト面において、完成までに要する費用と維持管理に要する費用と別々に比較しているが、全体的総合的な費用で5～10年間隔での比較等をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「検証要領細目」により評価軸ごとの評価「実現性（目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか）」において評価しています。ご指摘の事項に関しては、鳴瀬川水系河川整備計画の危機管理体制の整備・強化において、被害が最小限となるよう、国、自治体等、関係機関における相互の情報共有や支援体制の構築を図りつつ、洪水・高潮時の対応等に努めています。 一般的には、イニシャルコストは完成までに要する費用、ランニングコストは維持管理に要する費用になります。維持管理に要する費用の考え方については、「治水経済調査マニュアル（案）」に基づくと施設完成後の評価期間を50年と定めているため、各対策案における最終的なコスト比較は完成までに要する費用+維持管理に要する費用50年分で比較しています。
IV. 新規利水、流水の正常な機能の維持対策案に関するご意見		
	<ul style="list-style-type: none"> 評価の比較方法がコストと貯水量となっているが、水生生物への影響なども考えてみてはどうか。 二ツ石堰用水について二ツ石ダム建設以前は、二ツ石川から取水し隧道により芦沢へ流水しておりました。二ツ石ダム建設とともに田川ダムが出来るまでの暫定処理ととして、揚水機場を設置しポンプにより水の確保をしている状況になります。この用度による揚水機場を利用することとなります。検証の説明会においては二ツ石ダムより利水導水を導水路の設置により田川への補給となることの案として示されているが、素案から実施されるまでどのくらいの年数を要し、いつから供給できるのかを明確にしていただきたい。 また、導水路の工事に関しては長沼堰堤により取水し、尚且つ二ツ石ダムの水位低下においての対応として長沼隧道の整備も含め取水に支障のないよう工事を進めていただきたい。現在は、二ツ石堰の揚水機上の経費について補償費を運用し処理しているが、補償費との額も限度ある金額であります。導水路工事の長期化により補償費による支出が不足となつた場合、運営管理費を国において支出していただけるのか。 筒砂子ダムについて、立案されてからどのくらいの年月を重ねたものかは、記憶を辿る事に苦慮する程です。その時々の政権を担う、政党、政治家、又は県政の代表、いわゆる県知事によっても翻弄され続けてきたのではございませんか。治水、利水が目的であるがゆえに、我々農業者、又、県民のコンセンサスを得ても完成実現できるのか、誠に心配です。しかし、現在の政権を担っている安倍首相は、農業収益を第一に考えて、六次産業等、所得倍増計画を主張している。何とかこの機会に、水稻の休耕も廢止し、全反作付も想定した場合、関係地域、農地の全水量を確保できますよう、当初計画の2倍にあたる6,000万m³規模迄拡大し、検証・検討をスキルアップをはかり、迅速に計画を進め、近いうちの着工、完成を懇願する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案の立案段階においては、不足する容量を確保できる方策を検討するにあたってコスト面で優位である案の組合せを優先しています。その後、「検証要領細目」に示されている「②概略評価による治水対策案の抽出」を準用し概略評価による対策案の抽出を行い、各対策案の評価軸ごとの評価において、「検証要領細目」に示す環境への影響を検討しています。 鳴瀬川総合開発事業（田川ダム）の利水参画予定者より確認した必要な開発水量を確保し、現計画の機能と同等の目的を達成するために必要な施設を各対策案で検討しています。 対応方針の決定ののち、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の具体化については地域住民の理解が得られるよう努めてまいります。 今回の検証対象ダムにおいては、鳴瀬川総合開発事業及び筒砂子ダム建設事業の利水参画（予定）者より確認した必要な開発水量と、河川の維持流量や既得水利権を満足させるために必要な水量を確保することを基本として各対策案の検討を行っております。

表 7-8 電子メール等でいただいたご意見と検討主体の考え方(3)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
V. その他のご意見		
	<p>・「鳴瀬川の田川合流的付近・・・より上流域は船形連峰県立自然公園に位置しております・・・」とあるが、船形連峰県立自然公園ではなく県立自然公園船形連峰であり公園の指定は田川合流点付近ではなく旧小野田町の薬葉山を含めた国有林が指定されている。</p> <p>・「ウグイ、ヤマメが生息する等の良好な生息場となっている」と記述されているが鳴瀬川を代表する魚種は上記の二種なのだろうか。</p> <p>・田川ダム中止に係る意見書及び要望書 平成4年田川ダム建設対策協議会発足から平成25年5月田川ダム中止まで22年間までの水没者に対する損害補償及び対策協議会に対する保障</p> <p>・廃止決定の場合 A宅より奇妙沼までの道路の拡張 寒風沢堰改修（B様東まで） 奇妙沼川の整備（増水時の氾濫あり） 田川本流の河川敷内の支障木撤去とC様宅東側の改修。 (増水時道路寸断有) 寒風沢集会所の新築 D様までの生活道路改良</p> <p>・今回の検証結果として、筒砂子ダムを建設し、田川ダムは建設中止にするとすれば、これまで20年間してきた国土交通省での行ってきた調査に対して、いろいろと損害を被ってきたので、そのことについての補償は当然ながらお願いしたい。</p> <p>・田川は雨が降ると渦流の田川となり洪水の脅威にさらされているので、何らかの治水対策を講じてもらいたい。</p> <p>・今般、原子力発電が問題になっている中で、再生可能エネルギーのことを考えれば、外では揚水発電とか、原子力の余った電気を使うなどばかげたことを考えるとすれば、水力発電用貯水池を考えた方が儲かりはないが、治産地消で考えて将来の人たちのために良い方法を考えるべきではないか。治産地消で考えれば莫大な電気を作らなくとも良くなるように、これから作るダムを最大限に生かすためにどの様な対策を講じたらよいかを考えれば、原子力発電の経費（放射能対策費）より安く安心な水力発電を推進した方がよいと行政サイドで本格的に考えなくてはならないと思う。それによって、治山、治水、利水共々考えるべきではないか。</p> <p>・再生可能エネルギーに着目しているのは良いが、より具体的な検討をしてほしい。ダムでの水力発電はもちろんのこと、河川での小規模水力発電なども取り入れて欲しい。</p> <p>・治山については、今回の検証には出てこないが、田川ダム上流については、営林署においてブナ林をかなりの面積で伐採している事は事実なので、そのあたりの検証もお願いしたい。</p> <p>・環境を保全していくための対策の検討をしてほしい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「船形連峰県立自然公園」は「県立自然公園船形連峰」に修正、「鳴瀬川の田川合流点付近」は「自然環境を縦断的に区分すると鳴瀬川の漆沢ダムより上流域、吉田川の魚板橋より上流域は、源流部が船形山を主峰とする県立自然公園船形連峰に指定されており、」に修正いたします。</p> <p>・鳴瀬川を代表する魚種は、P2-35～2-38に示すとおりですが、ご意見の箇所は渓流に生息している魚種を示しています。より適切な表現となるように、「（略）また、河道は山あいを流れる渓流の様相を呈し、渓流部ではイワナやヤマメが生息し、上流域ではアユやウグイが生息する良好な生息場となっている。」に修正いたします。</p> <p>・今回の検証対象ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示（宮城県においては要請）されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「検証要領細目」という。）」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・対応方針の決定ののち、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、地域住民の理解が得られるよう努めてまいります。</p> <p>・鳴瀬川総合開発事業の利水参画予定者及び筒砂子ダム建設事業の利水参画者に発電事業者がないため、検証の対象としておりません。しかし、有力な再生可能エネルギーである水力発電の重要性は認識しており、東日本大震災後、その重要性は益々高まっていると考えています。</p> <p>・治水計画は現在の森林の状態を前提として計画されているため、森林の保全は重要と認識しています。報告書（素案）においても、森林の保全は、「流域の森林面積は約7割あり、現状の森林機能の維持に向けた努力を継続する。」として、全ての対策に共通して取り組むこととしております。</p> <p>・流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進してまいります。</p>

7.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

7.3.4 関係利水者からの意見聴取

関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

7.3.5 事業評価監視委員会等からの意見聴取

「鳴瀬川総合開発事業」については、東北地方整備局事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果について記述する予定。

又、「筒砂子ダム建設事業」については、宮城県行政評価委員会からの意見聴取を実施し、その結果について記述する予定。